

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30
税 率 等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非 課 税) 大衆食堂等 1 人 1 回 100円以下 1 品価格 50円以下	(非 課 税) 大衆飲食店 1 人 1 回 120円 甘味喫茶店 1 人 1 回 100円 大衆旅館 1 人 1 回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1 人 1 回 500円以下 5% 1 人 1 回 500円超 10% 宿泊 1 人 1 泊1,000円以下 5% 1 人 1 泊1,000円超 10% (免税点) 1 人 1 回 200円以下 食券食堂の 1 品の価格 100円以下 (基礎控除) 1 人 1 泊500円 公給領収証制度の採用（非課税制度が免税点制度に改められた。）

年度 項目	46	48	49	50	52	53
税 率 等	(免税点) 旅館 1 人 1 泊 1,800円 飲食店等 1 人 1 回 900円 チケット制食堂 1 品 450円 (旅館における基礎 控除) 1,000円	(免税点) 旅館 1 人 1 泊 2,400円 飲食店等 1 人 1 回 1,200円 チケット制食堂 1 品 600円	(旅館における 基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1 人 1 泊 3,400円 飲食店等 1 人 1 回 1,700円 チケット制食堂 1 品 850円	(免税点) 旅館 1 人 1 泊 4,000円 飲食店等 1 人 1 回 2,000円 チケット制食堂 1 品 1,000円	(旅館における 基礎控除) 2,000円

32	36	37	41	44
芸者の花代及びカフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下	名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収証制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止